

# 長野県水資源保全条例（仮称）素案について

## 目 次

- 1 目的
  - 2 基本原則
  - 3～6 責務（県、事業者、土地所有者等、県民）
  - 7 市町村との連携等
  - 8 水源地域における水資源の保全に関する基本指針
  - 9 水資源保全地域の指定
  - 10 水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出
  - 11 届出情報の公開
  - 12 助言
  - 13 報告、立入調査等
  - 14 勧告
  - 15 公表
  - 16 土地の所有等の状況に係る情報提供の要求
  - 17 補則
- 附則
- (1) 施行期日
  - (2) 検討

## 水資源保全条例（仮称）素案

### 1 目的

この条例は、水資源の保全に関し、基本原則を定め、並びに県、事業者、土地所有者等及び県民の責務を明らかにするとともに、水資源の保全に関する基本指針の策定、水資源保全地域の指定等について必要な事項を定めることにより、長野県水環境保全条例（平成4年長野県条例第12号）と相まって、水資源の保全を図ることを目的とします。

### 2 基本原則

水資源の保全は、水資源が県民共有の貴重な財産であり、公共性が高いものであることに鑑み、全ての県民が将来にわたって豊かな水資源の恵みを楽しむことができるよう推進されなければならないものとしします。

### 3 県の責務

県は、2の基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、水資源の保全に関する施策を総合的に推進するものとしします。

### 4 事業者の責務

事業者は、基本原則にのっとり、その行う事業活動を行うに当たっては、水資源の保全に十分配慮するものとしします。

### 5 土地所有者等の責務

土地所有者等（県内に所在する土地の所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）は、基本原則にのっとり、水資源の保全のための適正な土地利用に配慮するものとしします。

### 6 県民の責務

県民は、基本原則にのっとり、水資源の保全に対する関心と理解を深めるよう努めるものとしします。

### 7 市町村との連携等

県は、水資源の保全を推進する上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が行う地域の実情に応じた水資源の保全に関する取組に対して連携協力するとともに、水資源の保全に関して必要があると認めるときは、市町村に対し、9の(1)又は(2)により指定された水資源保全地域内の土地の利用方法その他の事項に関し必要な協力を求めるものとしします。

## 8 水源地域における水資源の保全に関する基本指針

- (1) 知事は、公共の用に供する水源に係る取水地点（地表水若しくは地下水から原水を取り入れる施設が設置されている地点又はその設置が予定されている地点をいう。）及びその周辺の区域（(2)及び9の(1)において「水源地域」という。）における水資源の保全に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとします。
- (2) 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとします。
  - ア 水源地域における水資源の保全に関する基本的事項
  - イ 9の(1)の水資源保全地域の指定に関する事項
  - ウ 9の(1)又は(2)により指定された水資源保全地域において土地所有者等が配慮すべき事項
- (3) 知事は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、市町村長及び長野県環境審議会の意見を聴かなければならないものとします。
- (4) 知事は、基本指針を定めたときは、これを公表しなければならないものとします。
- (5) (3)及び(4)の手続は、基本指針の変更を行う場合も同様とします。

## 9 水資源保全地域の指定

- (1) 知事は、水源地域のうち、当該地域における土地の所有又は利用の状況を勘案して水資源の保全のため特に必要があると認めるものを、当該地域を管轄する市町村長の申出により、水資源保全地域として指定することができるものとします。
- (2) (1)によるほか、知事は、市町村長から他の市町村の区域に係る水資源保全地域の指定の要請があった場合その他水資源の保全のため特に必要があると認める場合は、関係市町村長の意見を聴いて水資源保全地域の指定をすることができるものとします。
- (3) 知事は、水資源保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議し、及び長野県環境審議会の意見を聴かなければならないものとします。
- (4) 知事は、水資源保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところによりその旨を公告し、その案を公告の日から起算して14日間縦覧に供しなければならないものとします。
- (5) (4)の公告があったときは、当該区域に係る土地所有者等及び利害関係人は、(4)の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができるものとします。
- (6) 知事は、水資源保全地域を指定する場合には、その旨及び指定の区域を告示しなければならないものとします。
- (7) 水資源保全地域の指定は、(6)による告示によってその効力を生ずるものとします。

(8) (1)から(7)までの手続は、水資源保全地域の指定の解除及びその区域の変更を行う場合も同様とします。

#### 10 水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出

(1) 水資源保全地域内の土地について、土地に関する所有権若しくは地上権その他の規則で定める使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利（以下「土地に関する権利」という。）を有している者は、当該土地に関する権利の移転又は設定（対価を得て行われるものに限る。以下同じ。）をする契約（予約を含む。以下「土地売買等の契約」という。）を締結しようとする場合には、当該土地売買等の契約を締結する日の3月前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならないものとします。

ア 当事者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

イ 土地に関する権利の移転又は設定をしようとする年月日

ウ 土地に関する権利の移転又は設定に係る土地の所在及び面積

エ 移転又は設定に係る土地に関する権利の種類及び内容

オ 土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的 など

(2) (1)によるほか、土地に関する権利を有している者は、当該土地売買等の契約により土地に関する権利の移転又は設定を受けることとなる者（以下「権利取得者」という。）が未定であっても、(1)に掲げる事項を知事に届け出ることができる。

(3) (1)は、当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合その他規則で定める場合には、適用しないものとします（下限面積は設けません。）。

(4) 9の(1)又は(2)による指定（当該指定の区域の変更を含む。）の日から起算して3月を経過する日までの間に当該指定に係る水資源保全地域（当該指定の区域の変更にあつては、当該変更により新たに水資源保全地域となった区域）内の土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合における(1)の適用については、(1)中「当該土地売買等の契約を締結する日の3月前までに」とあるのは、「速やかに」とします。

(5) 知事は、(1)又は(2)による届出を受けたときは、関係市町村長に当該届出に係る書面の写しを送付し、水資源の保全の見地からの意見を求めなければならないものとします。

(6) (1)又は(2)による届出をした者は、当該土地売買等の契約を締結する日までの間において(1)のアからオまでに掲げる事項に変更があつたときは、その変更の日から10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないものとします。

(7) (5)の手続は、(6)の変更の届出があつた場合も同様とします。

## 11 届出情報の公開

知事は、10の(1)、(2)又は(6)による届出があった場合は、水資源保全地域の名称、10の(1)のイに掲げる事項、10の(1)のオに掲げる事項の概要について、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとし、

## 12 助言

(1) 知事は、10の(1)、(2)若しくは(6)による届出があった場合又は水資源の保全に支障が生ずるおそれがある場合において、必要があると認めるときは、当該届出をした者、権利取得者又は水資源保全地域内の土地所有者等に対し、当該土地の利用の方法その他の事項に関し助言をすることができるものとし、

この場合において、知事は、必要があると認めるときは、長野県環境審議会の意見を聴くものとし、

(2) 知事は、(1)の助言をしようとするときは、関係市町村長に協力を求めるものとし、

## 13 報告及び立入調査

(1) 知事は、10の(1)又は(6)による届出がなかった場合において、当該届出をすべき者に対し、当該土地に関する権利の移転若しくは設定の状況又は当該土地の利用の状況その他必要な事項について報告を求めることができるものとし、

(2) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、10の(1)、(2)又は(6)による届出をした者、権利取得者又は水資源保全地域内の土地所有者等に対し、当該土地に関する権利の移転若しくは設定の状況又は当該土地の利用の状況その他必要な事項について報告を求めることができるものとし、

(3) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、水資源保全地域内の土地に立ち入り、当該土地の利用が水資源の保全に及ぼす影響を調査させ又は関係者に質問させることができるものとし、

(4) (3)による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならないものとし、

## 14 勧告

知事は、10の(1)、(2)又は(6)による届出をした者、権利取得者又は水資源保全地域内の土地所有者等が次のいずれかに該当する場合において、水資源の保全を図るために必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができるものとし、

ア 13の(1)及び(2)による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

イ 13の(3)による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

## 15 公表

知事は、14による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができものとします。この場合においては、当該勧告を受けた者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならないものとします。

## 16 土地の所有等の状況に係る情報提供の要求

知事は、水資源の保全のため必要があると認めるときは、関係市町村長その他の者に対し、水資源保全地域内の土地の所有又は利用の状況に関し必要な情報の提供を求めることができるものとします。

## 17 補則

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定めるものとします。

## 附 則

### (1) 施行期日

この条例は、公布の日から施行するものとします。

### (2) 検討

この条例については、水資源を取り巻く状況の変化等を勘案しつつ検討するものとし、必要があると認められるときは、所要の措置を講ずるものとします。